

農林水第141号
監第603号
令和2年(2020年)12月8日

各発注機関の長 様

農林水産部長
土 木 部 長

公共工事における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について

このことについて、公共工事は社会安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても継続を求められる事業として位置付けられていることから、これまでも建設現場における「3つの密」の防止対策等を行い事業を継続してきたところですが、県内の感染症リスクレベルが12月1日から「レベル4 特別警報」となり、今後更なる拡大が予想されることから、再度別添の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を確認のうえ、事業継続に当たっては現場等における感染症拡大防止対策を徹底するようお願いします。

なお、施工中の工事等において、罹患者が発生した場合や工事等の一時中止または工期の延長を行った場合は、下記通知に基づき、所管課へ遺漏なく報告されるよう併せてお願いします。

記

(1) 施工中の工事等で罹患者が発生した場合

「施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」
(令和2年(2020年)2月27日農林水第215号・監第831号)

(2) 施工中の工事等で一時中止等を行った場合

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」

(令和2年(2020年)4月14日農林水第6号・監第26号)